

令和8年度

# PTA定期総会

札幌市立宮の丘中学校 保護者と教師の会

**日時：令和8年4月22日(水) 14:45～**

**場所：札幌市立宮の丘中学校 2階 体育館**

# ——「PTA定期総会」——

## 1. 開会のことば

## 2. PTA会長あいさつ

## 3. 議長選出

## 4. 報告事項

- (1) 令和7年度 活動報告……………P 1～5
- (2) 令和7年度 一般会計決算報告……………P 6
- (3) 令和7年度 体育文化振興会基金決算報告……………P 7
- (4) 令和7年度 PTA共済会決算報告……………P 8
- (5) 令和7年度 特別会計決算報告……………P 9
- (6) 令和7年度 監査報告
- (7) 質疑応答

## 5. 協議事項

- (1) 規約改正案……………P 10～14
- (2) 令和8年度 活動計画案……………P 15～16
- (3) 令和8年度 一般会計予算案……………P 17
- (4) 令和8年度 体育文化振興会基金予算案……………P 18
- (5) 令和8年度 PTA共済会予算案……………P 19
- (6) 令和8年度 特別会計予算案……………P 20
- (7) 令和8年度 PTA共済会について……………P 21～24
- (8) 令和8年度 「災害共済給付制度」への加入について……………P 25～26
- (9) 質疑応答・承認
- (10) その他

## 6. 令和8年度 役員の改選

## 7. 議長退任

## 8. 旧役員あいさつ

## 9. 新役員あいさつ

## 10. 閉会のことば

# 令和7年度の活動

## 【西区P連】

- ・定期総会、情報交換会（ホテルヤマチ） 5月9日(金)
- ・理事会（年4回） ①6/12 ②9/12 ③12/12 ④3/7
- ・環境委員会（八軒小学校） 子ども作品コンクールの企画運営  
①7/9 ②9/16 ③10/9 ④10/26(表彰式) ⑤12/9
- ・会長副会長会（西区民センター） 10月14日(火)

## 【PTA役員会】

- ・入学式、PTA入会式 4月9日(水)
- ・PTA総会 4月24日(木)
- ・役員会① 6月11日(水) 14:45～ 新旧役員顔合わせ、今年度の活動について
- ・役員会② 11月12日(水) 16:00～ 活動状況について、運営委員会に向けて
- ・役員会③ 2月4日(水) 16:00～ 年間活動報告、次年度の活動計画案・予算案について
- ・卒業式 ☆ 3月13日(金) ※祝辞 → 会長 ※記念品贈呈 → 副会長
- ・役員会④ 3月18日(水) 16:00～ 新年度に向けての準備(PTA入会式、PTA総会)

## 【PTA運営委員会】

- 第1回 6月25日(水) 16:00～ 活動要領の説明、年間活動計画について
- 第2回 11月26日(水) 15:45～ 活動状況について
- 第3回 2月25日(水) 16:00～ 年間活動報告、次年度の活動計画案について

## 【M&m地域ふれあい事業】

- ・M&mコンサート、美術部作品展 10月4日(土) 10:00～ 手稲宮丘小学校
- ・あいさつ運動(宮中のみ) ① 9月26日(金) 8:00～ 宮の丘中学校校門前  
② 3月2日(月) 8:00～ 玄関ホール
- ・小中合同役員会 2月19日(木) 今年度の活動についての意見交換、次年度に向けて

# PTA年間活動報告書

委員会 ・ 生活部 専門部

月・日 (曜)	活動 (会議・行事など)	活動内容
6月11日(水)	第1回委員会 LINE内会議	顔合わせ、役員選出 LINE交換 アンケート 植える花や活動日
10月1日(水)	苗の購入他 活動予定日①	秋に咲く花、肥料や道具 熊による中止 ①
10月8日(水)	活動予定日②	熊による中止 ②
10月15日(水)	活動日	花壇整備、植え付け

～1年間を振り返って～ (感想・課題・次年度への引継ぎ事項など)

### 感想

去年、一昨年は春に咲く、芝桜を植えました。芝桜は毎年綺麗に咲きだんだん  
数も増えています。今年は皆人で相談して秋に咲く花を数種類植えました。  
咲くのは翌年ですが、無事に育てば毎年咲きます。そんな希望を込めて皆人で協力を  
して花壇整備を頑張りました。

### 課題

今後、花壇整備を広げていくには今まで以上に砂利や雑草などによる困難が予想され  
る。来年以降の拡張には、その辺を審議する必要性があると思ふ。

## PTA年間活動報告書

委員会・

教養

専門部

月・日 (曜)	活動(会議・行事など)	活動内容
6月11日	第一回 教養部会	部長・副部長、目標、活動計画決め
7月23日	第二回 教養部会	給食試食会についての実施要綱まとめ 青少年健全育成推進会 講演内容の希望
11月5日	青少年健全育成推進会 講演会	「子どもアシストセンターから見える子どもたち」 学校・PTA役員と連携し当日の会場準備、進行、 運営をお手伝い
11月14日	給食試食会	給食親学校の福井野中栄養教諭を招き、「中学生に 必要な栄養」等の講話と給食試食会を実施 アンケートを取り学校・栄養教諭へフィードバック
1月15日	第三回 教養部会	振り返りとまとめ 次年度への内容引き継ぎ等

～1年間を振り返って～(感想・課題・次年度への引継ぎ事項など)

思っていたよりも楽しく活動ができた。  
学校への負担をなるべく減らせられるよう、みんなで協力して進めることができた。  
参加者から好評の声を多く聞くことができた。

個人情報の取扱について指摘もあったが、次年度以降も何かしら開催の際には考慮の上進めてほしい。

PTAで何か一つアカウントを作ってもらえると役員や専門部でも対応しやすいように思う。  
もう少し人員を増員してもらえるとより充実した活動ができる。(今年度6名+役員2名)  
青少年健全育成推進会の講演会はせっかくの機会なのでチラシを作成するなどもう少しアピールできた方がよいと思う。

青少年の講演会は開催時間の設定などを工夫して、教職員や生徒も参加できるようになるといいと思う。

11月に活動が集中してしまったため、開催時期の分散を図るといいと思う。

アンケートや参加できなかった方からも「来年度もぜひ」という声が多かったので、今後も計画的に継続した「給食試食会」の開催を！

# PTA年間活動報告書

委員会 ・ 厚生 専門部

月・日 (曜)	活動 (会議・行事など)	活動内容
6/11 (水)	第1回 厚生部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長・副部长 決め</li> <li>今後の活動日程の確認</li> <li>自己紹介</li> </ul>
9/12 (金)	第2回 厚生部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>反響セ-IV 準備 (販賣品値札付け)</li> </ul>
9/26 (金)	創造の日 反響セ-IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>制服販売・休憩室</li> </ul>
12/4.5.8.9 10.11	期末懇談 反響セ-IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>制服販売</li> </ul>
12/17 (水)	第3回 厚生部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動反省</li> <li>次年度への引継ぎ</li> </ul>

～1年間を振り返って～ (感想・課題・次年度への引継ぎ事項など)

前年度より部長を連続で引き受け仕事もあり活動も円滑に行う事が出来ました。今年度は、創造の日に休憩室も一緒に行いました、初めての事でしたが、休憩室の運営も行いました。時間帯は10時～12時では短いと思いましたが、次年度は、昼食も食から始める時間にも延長して良いと思えます。次年度は、新制服も回収したいと考えています。後、ジャージも回収して行くという案が出ております。新しいものは回収は不可の場合、布を売って販売したいと考えております。

# PTA年間活動報告書

## 役員選考委員会

月・日（曜）	活動（会議・行事など）	活動内容
6月11日(水)	第1回 役員選考委員会	顔合わせ、委員長・副委員長選出、申し合わせ事項の確認、活動内容の確認
6月25日(水)	第1回 運営委員会	委員長、副委員長参加
10月1日(水)～	現PTA役員への留任の打診	分担して行った
10月24日(火)	推薦書配付	
11月7日(金)	推薦書締切、集約	
11月26日(水)	第2回 運営委員会	委員長、副委員長参加
11月下旬～	役員選考	分担して行った

### ～1年間を振り返って～（感想・課題・次年度への引継ぎ事項など）

・年度変わりに8つのPTA役員ポストのうち5つのポストを埋めなければならないのは、大きな負担であったが、選考委員を引き受けてくださった保護者の皆さんは、粘り強く役員選考にあたってくださった。

・PTA役員選考についての突然の連絡に戸惑う方もおられた。「札幌市立宮の丘中学校PTA個人情報取扱規則」に則り、推薦された方々にご連絡を差し上げているので、今後ご理解、ご協力をお願いしたい。

札幌市立宮の丘中学校PTA 2025年度 一般会計決算書

1. 収入の部

項目		2025年度予算額	2025年度決算額	増・減	摘要
会費	1. 保護者	614,400	613,800	-600	
	2. 教師	39,600	39,600	0	
繰越金	3. 繰越金	221,054	221,054	0	過年度繰越金
雑収入	4. 雑収入	0	701	701	利息
総計		875,054	875,155	101	

2. 支出の部


項目		2025年度予算額	2025年度決算額	増・減	摘要	
運営費	会議費	1. 役員会	1,000	0	1,000	お茶代など
		2. 運営委員会	1,000	417	583	お茶代など
		3. 学年委員会	0	0	0	廃止
		4. 専門部会	10,500	7,594	2,906	厚生3,442円 教養2,883円 生活1,269円
		5. 広報委員会	0	0	0	廃止
		6. 役員選考委員会	500	0	500	お茶代など
	小計 A		13,000	8,011	4,989	
	需要費	7. 消耗品	8,000	7,260	740	事務用品他
		8. 会議費	0	0	0	廃止
		9. 連絡費	21,000	22,000	-1,000	役員(8名)、学年正副(各学年)・専門部正副(厚生、教養、生活)、選考委員正副(2名)
10. 印刷		4,000	4,000	0	印刷機用インク代	
小計 B		33,000	33,260	-260		
小計 C = (A + B)		46,000	41,271	4,729		
活動費	活動費	11. 研修	30,000	24,000	6,000	西区P連定期総会情報交換会
		12. 交通費	12,000	4,600	7,400	会議、研修会参加の際の交通費として
		13. 厚生	8,000	7,959	41	友愛セール活動、教育環境の整備
		14. 教養	15,000	11,530	3,470	各種講習会等
		15. 生活	20,000	18,034	1,966	花壇の整備など
		16. 広報印刷費	0	0	0	廃止
		17. 学年	3,000	0	3,000	学年活動1,000円×3学年
		18. 記念品	153,790	165,620	-11,830	卒業記念品910円×169名
		19. 交流費	20,000	20,240	-240	M&Mコンサート運営費
		20. 慶弔	10,000	0	10,000	香典等
小計 D		271,790	251,983	19,807		
分担費	21. 分担費	350,000	343,950	6,050	中体連、区P連会費、中文連、教護協会、特別支援設置校	
費	22. 雑費	0	0	0	項目にない支出が出た場合	
予備費	23. 予備費	500	0	500	予定外の支出や、予算を超過した場合に使用する	
24. 特別会計へ入金		6,764	10,000	-3,236	※特設スキーゼッケン購入440,000円への戻入円320,000円	
小計 E		357,264	353,950	3,314		
小計 (C + D + E)		675,054	647,204	27,850		
次年度へ繰越し		200,000	227,951	-27,951		
総計		875,054	875,155	-101		


収入 875,155      支出 647,204      =      残高 227,951

2026年 3月 5日 上記のとおり報告いたします。

PTA会計 松下 美穂

2026年 3月 10日 会計監査の結果、適正に執行されたことを認めます。

監査 氏名 片桐 有里沙 

監査 氏名 川崎 京子 

## 札幌市立宮の丘中学校PTA 2025年度 体育文化振興会決算書

### 収入の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	増・減	摘 要
前年度繰越金	3,000,000	3,000,000	0	
会費	768,000	768,250	250	1500円×世帯数(転出入あり)
雑収入	0	5,463	5,463	利息
計	3,768,000	3,773,713	5,713	

### 支出の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	増・減	摘 要
全道、全国大会引率指導費	20,000	0	20,000	
全道、全国大会補助費	648,000	223,120	424,880	水泳部全道大会 駅伝部全道大会
吹奏楽補助費	100,000	100,000	0	リードほか消耗品
部活動振興会補助費	0	0	0	
小 計	768,000	323,120	444,880	
次年度繰越金	3,000,000	3,450,593	-450,593	部活動振興会への補助費として部活動振興会の次年度予算に450,593円計上する
計	3,768,000	3,773,713	-5,713	



※原則として3,000,000円は、全道、全国大会積立費として積み立て、残金は部活動振興会で活用する。

収入	-	支出	=	残 高
3,773,713	-	323,120	=	3,450,593

2026年 3月 5 日 上記のとおり報告いたします。

PTA会計 松下 美穂

2026年 3月 10 日 会計監査の結果、適正に執行されたことを認めます。

監査	氏名	片桐 有里沙	
監査	氏名	川崎 京子	

## 札幌市立宮の丘中学校PTA 2025年度 共済会決算書

### 1. 収入の部

項 目	2025年度予算額	2025年決算額	増・減	摘 要	
PTA共済 会掛金	生徒	248,400	247,480	-920	460円×538(生徒数)
	保護者	71,680	71,400	-280	140円×510(世帯数)
	教員	4,620	4,620	0	140円×33(教員数)
雑収入	0	0	0	利息	
計	324,700	323,500	-1,200		

### 2. 支出の部


項 目	2025年度予算額	2025年決算額	増・減	摘 要	
PTA共済 会掛金	生徒	248,400	247,480	-920	460円×538(生徒数)
	保護者	71,680	71,400	-280	140円×510(世帯数)
	教員	4,620	4,620	0	140円×33(教員数)
計	324,700	323,500	-1,200		

収入	-	支出	=	残高
323,500	-	323,500	=	0

2026年 3月 5日 上記のとおり報告いたします。

PTA会計 松下 美穂

2026年 3月 10日 会計監査の結果、適正に執行されたことを認めます。

監査 氏名 片桐有里沙 

監査 氏名 川崎京子 

札幌市立宮の丘中学校PTA 2025年度 特別会計決算書

収入の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	増・減	備 考
前年度繰越金	664,807	664,807	0	
友愛セール売上金	10,000	6,600	-3,400	
雑収入	0	1,121	1,121	利息
一般会計よりスキーゼッケン戻入	10,000	10,000	0	一般会計より戻入
計	684,807	682,528	-2,279	

支出の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	増・減	備 考
両替手数料	0	0	0	
友愛セール準備金	0	0	0	
その他	0	0	0	
計	0	0	0	


収入 682,528      支出 0      残高 682,528

2026年 3月 5 日上記のとおり報告いたします。

PTA会計 松下 美穂

2026年 3月 10日 会計監査の結果、適正に執行されたことを認めます。

監査 氏名 片桐有里沙 

監査 氏名 川崎 京子 

# 札幌市立宮の丘中学校保護者と教師の会

## 会 則

### 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は「札幌市立宮の丘中学校保護者と教師の会」といい、事務局を同校内におく。

### 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は保護者と教師が協力して、生徒の健全な育成と会員相互の教養を高め、その親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の教養を高めるとともに、相互の理解と親睦をはかること。
2. 教育環境の整備と充実をはかること。
3. 生徒の教育や福祉のために活動する他の機関、団体と協力をはかること。
4. その他必要と認められること。

### 第 3 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、札幌市立宮の丘中学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる人、及び本校の教師とする。

### 第 4 章 役 員

第 5 条 この会は次の役員をおく。

会 長	1名	(保護者)
副 会 長	3名	(保護者 2名、教師 1名)
会 計	2名	(保護者 1名、教師 1名)
事 務 局	3名	(事務局長 教師 1名、事務局員 保護者 2名)
会計監査	2名	(保護者)

事務局長は、年度毎に必要なに応じて事務局次長を任命することができる。また、事務局次長は、役員会、運営委員会に出席し事務局長の補佐を行う。

第 6 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表して、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 会計はこの会の予算に基づき、経理事務を処理し、総会に決算を報告する。
4. 事務局長は各部門の連絡調整をはかり、事務を処理する。
5. 事務局員は事務局長を補佐し、事務を担当、処理する。
6. 会計監査はこの会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 7 条 役員は総会で選出し、任期 1 年とする。ただし再任は妨げない。なお、役員に欠員が生じた時は役員会で補選し、運営委員会の承認を得るものとする。

第 8 条 役員の選出にあたっては、役員選考委員会を構成し、その選考の結果を総会に報告する。

### 第 5 章 学 年 P T A 委 員 会

第 9 条 各学年会員から学年 P T A 委員 6 名を選ぶ。ただし、特別支援学級は学年を問わず 1、2 名を選ぶ。

第 10 条 この会は学年 P T A 委員と教師で構成され、学年の会員を代表し、学年 P T A を運営するとともに教師と協力して学年活動を推進し、保護者との連絡、親睦をはかる。

第 11 条 各学年委員の互選により、学年委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。

第 12 条 学年委員長は学年 P T A を統括し、その活動にあたり、副委員長はこれを補佐する。

第 13 条 必要時は学年委員長が招集し、学年 P T A 活動を推進する。

## 第 6 章 顧問及び校長

第 14 条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問にこたえ、必要に応じて各種会合に出席し、意見を述べるができる。

第 15 条 顧問は会長が指名し、運営委員会の承認を受け委嘱する。

第 16 条 校長は各種の会合に出席し、意見を述べるができる。

## 第 7 章 総 会

第 17 条 総会はこの会の最高の決議機関で、定期及び臨時総会とし、会長が招集する。

1. 定期総会は毎年4月に招集する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または全会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第 18 条 総会は次の事項を審議決定する。

1. この会の会務、決算の報告。
2. 役員を選出。
3. 事業及び予算の審議。
4. 会則の改正。
5. その他必要事項の審議。

## 第 8 章 役 員 会

第 19 条 この会には役員会をおき、第4章第5条に定める役員をもって構成し会長が招集する。役員会はこの会の運営に必要な事項、その他緊急事項を協議する。

## 第 9 章 運 営 委 員 会

第 20 条 運営委員会は役員、**宮中PTA会**、役員選考委員長と担当教師をもって構成し、会長が招集する

第 21 条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の決議に基づき、この会の運営についての協議。
2. **宮中PTA会**、**各学年の活動の連絡、調整**。
3. 総会に提案する議案の審議。
4. 総会の開催が不可能な場合の最終審議。
5. その他必要事項の処理。

## 第 10 章 宮 中 P T A 委 員 会

第 22 条 この会は各学年PTA委員全員にて構成され、委員の互選により代表1名、副代表2名を選出し、活動を推進する。

第 23 条 この会は次の目的に沿って、生徒の健やかな成長を支える活動を運営、推進していく。

1. 保護者の自己啓発を促し、生徒の教育活動を支援すること
2. 生徒の健全育成に関すること
3. 教育環境の整備・福利厚生(友愛セール)に関すること

第 24 条 この会は年間活動の企画・運営を行い、活動人数が必要時はすぐー(学校配信ツール)等で会員の協力を依頼する。

## 第 11 章 選 考 委 員 会

第 25 条 選考委員 **PTA会員より3名の選考委員を選出する。3名の選考委員の互選により、委員長1名を選出する。**選考委員は中立かつ公平に次年度の役員の選考にあたる。また選考委員は、次年度役員に立候補することはできない。  
選考委員長は、必要時には運営委員会に出席し協議への参加や、報告・連絡を行うことができる。

第 26 条 選考委員会 **PTA会員から3名の選考委員と、教師2名(副会長、事務局員)の計5名**をもって役員選考委員会を構成し、次年度の役員選出にあたる。

## 第12章 特別委員会

第27条 この会に運営委員会が必要と認めるときは、特別委員会を設けることができる。

## 第13章 会議規定

第28条 全ての会議は出席者をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決議される。

第29条 感染症等により会議が開催できない場合は、全会員に議決権行使書の提出を求め、提出数の過半数の同意をもって決議される。

## 第14章 会計

第30条 この会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入でまかなう。

第31条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第15章 個人情報取扱規則

第32条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「札幌市立宮の丘中学校（PTA）個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 第16章 付則

第33条 この会の運営に必要な細則は別に定める。

第34条 この会則の改正は総会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

第35条 この会の会則は昭和58年3月19日から実施する。

- ・この会則は昭和59年4月21日一部改正する。
- ・この会則は昭和62年4月22日一部改正する。
- ・この会則は平成2年4月22日一部改正する。
- ・この会則は平成6年4月24日一部改正する。（厚生部の設置を決定）
- ・この会則は平成12年4月24日一部改正する。（地区部の廃止を決定）
- ・この会則の細則は平成13年4月23日一部改正する。（慶弔規定の一部と体育文化振興基金運営規定追加）
- ・この会則は平成14年4月15日一部改正する。（運営委員会の構成に学級代表を加える）
- ・この会則は平成17年2月9日一部改正する。（会の名称と呼称 保護者、教師で統一する。第8、9、16、18、19条を改正する。）
- ・この会則は平成21年4月20日一部改正する。（第12章追加、第5、6、8、9、16、18、慶弔規定を改正）
- ・この会則は平成30年6月28日一部改正する。（第16章追加 個人情報取扱規則）
- ・この会則は令和3年4月22日一部改正する。（第5章クラス委員及び第10章専門部会の組織改正、第9章運営委員会及び第14章会議規定に議決権行使書による決議を追加、他）
- ・この会則は令和8年4月22日一部改正する。（第5章クラス委員の廃止と新たに宮中PTA委員会の設置、第9章運営委員会の構成会員の変更、第10章専門部会・第11章委員会の廃止、新たに宮中PTA委員会の設置）

## 第17章 細 則

札幌市立宮の丘中学校保護者と教師の会会則 第16章 第26条に基づき次の細則を設ける。

1. 慶弔規定                      2. 旅費規定                      3. 体育文化振興基金運営規定

### 1. 慶弔規定

- (1) 会員。会員の配偶者、子どもの死亡の場合。1万円と献花  
(2) その他特別の事情ある場合、及び災害についてのお見舞金は役員会において考慮する。

### 2. 旅費規定

この会は会員がこの会の要請により次のような行事に参加したとき旅費を支給する。

- (1) 校外の各種研修会、講習会。  
(2) 全道、全国研究会。

旅費支給の内訳は次のとおりとする。

- (a) 参加料、及び交通費実費 但し交通費は学校を基点とする。  
(b) 宿泊を要する場合、宿泊料実費。

### 3. 体育文化振興基金運営規定

宮の丘中学校の体育文化振興のために基金会計を設立し、次のように運営する。

- (1) 収入は、世帯単位の会費と寄付金とする。  
(2) 年間一定額を部活動振興会に補助する。  
(3) 残額は、基金として積み立てる。  
(4) 中体連、中文連、吹奏楽コンクール、合唱等の全道、全国大会に宮の丘中学校を代表して参加する場合は、部活動振興会を通じて補助をする。  
(5) その他の支出については、役員会で協議し運営委員会の承認を得る。

# 令和8年度 宮の丘中学校 PTA組織図(案)

## (1) 事務局の定数について

・会長(1)・副会長(2)・事務局員(2)・会計(1)・監査(2)

## (2) 学校(学年・専門部活動)PTAについて

学年PTA

7組	1名
----	----

1学年	1~6組	6名
-----	------	----

2学年	1~5組	6名
-----	------	----

3学年	1~5組	6名
-----	------	----



学校PTA

1~3学年  
16~19名(人数が集まらなければ、その人数で進める)

- ・各学年:代表1名、副代表1名を選出 計6名
- ・役員選考委員3名 \*学年問わない
- ・役員選考委員以外のメンバーで専門部活動の企画立案・進行(例年の活動をベースに内容を決める)



PTA運営委員会 ・PTA役員8名、学校PTA19名、校長、教頭、担当教諭9名



PTA役員会 ・PTA役員8名、校長、教頭、PTA担当教諭

# 宮の丘中学校PTA活動の内容

## ～PTA活動テーマ～

りた  
利他の心で あした  
未来へ紡ごう 笑顔あふれる 「みやのおか」

※利他とは自分のことよりも相手を思って行動すること。

宮の丘中学校・保護者と教師の会(以下 PTA)では、「できる時に、できる人が、できることをする」という基本理念のもと、「全会員参加のPTA活動」をめざし活動しています。

私たちは保護者として「子どもたちの健やかな成長を願い、様々な面から支える」ことを共通の意識としています。そのために、PTA会員が役員、委員、各種お手伝い等に参加することで、それぞれの負担を軽減し、活動を支えています。

このように「PTA活動の充実」を目指し、会員の皆様ができる活動に参加することをお願いしています。ご理解の上、ご協力をお願いします。

## 宮中PTA委員会(案)

### 1 宮中PTA委員の決め方

- \* 各学年から6名を選出する。(1学年6名×3学年=18名程度)
- \* 7組については1年生～3年生の中で1～2名
- \* 委員全体会にて、互選により各学年で学年委員長1名・副委員長1名を選出する。
- \* 学年委員長3名・副委員長3名の6名が中心となり、宮中PTA委員会として活動する。
- \* 学年単位での行事の企画等もOK!(学年レク・学年茶話会等)

### 2 活動について

- \* 運営委員会に出席(年3回)
- \* 教育環境の整備および福利厚生に関すること、生徒の教育活動の支援・健全育成に関することを目的とし、その年々で何ができるか検討し、活動内容を決める。  
(年間活動計画書の作成・人員配置の調整・保護者への参加募集案内・周知活動など)
- ※活動を行う上で人手が足りないときは、すぐ一でお手伝いの募集をする

### 【2025年度の活動例】

- ・友愛セール(制服バザー)      ・学校祭の時に保護者休憩室を設置・運営
- ・PTA花壇の整備・植栽      ・給食試食会
- ・青少年健全育成推進委員会とタイアップして講演会の企画・運営

### 3 役員選考委員会

- \* 学年は問わず、3名募集する。
- \* 次年度のPTA役員の選考を行う。(10月頃から活動)

## PTA役員

### ● 役員全員の仕事

- \* 入学式・卒業式への出席
- \* PTA入会式・PTA総会の運営
- \* PTA役員会・運営委員会の運営
- \* 委員会活動のサポート
- \* 宮の丘中学校区青少年健全育成推進委員会総会に出席
- \* 地域ふれあい事業の企画・運営(手稲宮丘小学校と共催)
  - ・M&mコンサート、美術部作品展など
- \* 慶弔の時に出席

### ● 会長の仕事

- \* 各式典での挨拶
- \* 西区P連関係
  - ①会長・副会長会への出席
  - ②総会・情報交換会への出席
  - ③理事として区P連の活動に参加(会長・副会長のどちらか)
- \* 健全育成推進委員会の役員を務める

### ● 副会長の仕事

- \* 会長不在時の代理(校内業務・P連関係を含む)
- \* 役員会・運営委員会の司会
- \* 西区P連関係は会長と同じ

### ● 事務局員の仕事

- \* 会議の設定・役員間の連絡役
- \* 事務局関係のお便りの発送、すぐーる配信
- \* 委員会からの連絡や受付
- \* 消耗品の購入(会議用のお茶・事務用品等)
- \* 運営委員会の議事録の作成

### ● 会計の仕事

- \* PTA会計に関すること全般

### ● 会計監査の仕事

- \* 出入金の監査を行う(年2回)

## 2026年度 PTA一般会計予算（案）

札幌市立宮の丘中学校PTA

## 1. 収入の部

項	目	2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要
会費	1. 保護者	614,400	613,800	615,600	1,200円×513世帯
	2. 教師	39,600	39,600	38,400	1,200円×32名
繰越金	3. 繰越金	221,054	221,054	227,951	
雑収入	4. 雑収入	0	347	0	利息
総 計		875,054	874,801	881,951	

## 2. 支出の部

項	目	2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要	
運営費	会議費	1. 役員会	1,000	0	3,000	お茶代など
		2. 運営委員会	1,000	417	5,000	お茶代など
		3. 学年委員会	0	0	0	廃止
		4. 専門部会	10,500	7,594	10,000	
		5. 広報委員会	0	0	0	廃止
		6. 役員選考委員会	500	0	500	お茶代など
		小 計 A	13,000	8,011	18,500	
	需要費	7. 消耗品	8,000	7,260	8,000	事務用品他
		8. 会議費	0	0	0	廃止
		9. 連絡費	21,000	22,000	8,000	役員8名
		10. 役員選考委員会通信費	0	0	1,500	500円×3名
		11. 印刷	4,000	4,000	4,000	印刷機用インク代
		小 計 B	33,000	33,260	21,500	
	小 計 C=(A+B)		46,000	41,271	40,000	
活動費	活動費	12. 研修	30,000	24,000	30,000	西区P連定期総会情報交換会
		13. 交通費	12,000	4,600	12,000	会議、研修会参加の際の交通費として
		14. 専門部	43,000	37,523	40,000	友愛セール活動、各種講習会、花壇の整備など
		15. 広報印刷費	0	0	0	廃止
		16. 学 年	3,000	0	3,000	学年活動1,000円×3学年
		17. 記念品	153,790	165,620	199,920	卒業記念品1020円×196名
		18. 交流費	20,000	20,240	20,000	M&mコンサート運営費
		19. 慶 弔	10,000	0	10,000	香典等
		小 計 D	271,790	251,983	314,920	
分担費	分担費	20. 分担費	350,000	343,950	350,000	中体連、区P連会費、中文連、教護協会、特別支援設置校
雑 費	雑 費	21. 雑 費	0	0	0	項目にない支出が出た場合
予備費	予備費	22. 予備費	500	0	9,500	予定外の支出や、予算を超過した場合に使用する
小 計 E		350,500	343,950	359,500		
次年度へ繰越し		200,000	0	157,531		
24. 特別会計へ入金		6,764	10,000	10,000	R5特計スキーゼッケン購入440,000円への戻入R8残320,000円	
総 計		875,054	647,204	881,951		

## 2026年度 体育文化振興基金予算(案)

札幌市立宮の丘中学校PTA

## 収入の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要
前年度繰越金	3,000,000	3,000,000	3,450,593	全道、全国大会積立費
会費	768,000	768,250	769,500	1,500円×513世帯
雑収入	0	5,463	0	過年度収入、利息など
計	3,768,000	3,773,713	4,220,093	

## 支出の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要
全道、全国大会引率指導費	20,000	0	0	規約変更により廃止
全道、全国大会補助費	648,000	223,120	250,000	駅伝部、水泳部など
吹奏楽補助費	100,000	100,000	100,000	
部活動振興会補助費	0	0	450,593	
全道、全国大会積立費	3,000,000	3,450,593	3,419,500	次年度はじめに419,500円を部活動振興会費に振替
	3,768,000	3,773,713	4,220,093	

※原則として、全道、全国大会の積立費の上限を3,000,000円とし、差額を次年度部活動振興会で活用する。

## 2026年度 PTA共済会費予算(案)

札幌市立宮の丘中学校PTA

## 1. 収入の部

項 目		2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要
PTA共済会 掛金	生徒	248,400	247,480	210,520	380円×554(生徒数)
	保護者	71,680	71,400	61,560	120円×513(世帯数)
	教員	4,620	4,620	3,840	120円×32(教員数)
雑収入		0	0	0	
計		324,700	323,500	275,920	

## 2. 支出の部

項 目		2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要
PTA共済会 掛金	生徒	248,400	247,480	210,520	380円×554(生徒数)
	保護者	71,680	71,400	61,560	120円×513(世帯数)
	教員	4,620	4,620	3,840	120円×32(教員数)
計		324,700	323,500	275,920	

## 2026年度 特別会計予算(案)

札幌市立宮の丘中学校PTA

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	備 考
前年度繰越金	664,807	664,807	682,528	
友愛セール売上金	10,000	6,600	0	
雑収入	0	0	0	利息
一般会計よりスキーゼッケン戻入	10,000	10,000	10,000	(R4)スキーゼッケン購入(440,000)-(R5)100,000戻入済-(R6)10,000戻入済-(R7)10,000戻入済=残320,000 *一般会計より戻入する
計	684,807	681,407	692,528	

## 支出の部

項 目	2025年度予算額	2025年度決算額	2026年度予算額	備 考
両替手数料	0	0	0	
友愛セール準備金	0	0	0	
その他	0	0	0	
計	0	0	0	

# 2026年度

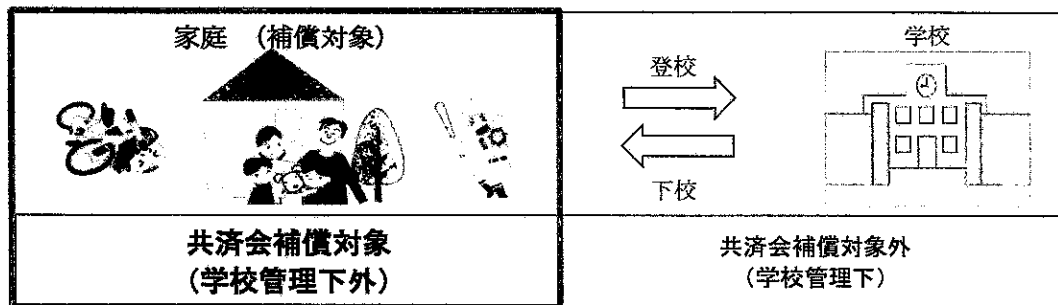
(2026年6月1日～2027年3月31日)

## 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

### ●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。  
※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

### 学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

#### 日常生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

#### 地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

#### 交際一ツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



#### 外出先でのけが

- ・海に行つて岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

### ●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

#### PTA行事での事故事例

##### 行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

●概要

共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日  
 ※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

共済掛金

**500円** (10ヶ月分)  
 ※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円  
 ※教職員・支援者等は1名につき120円  
 ※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合	120円+380円=500円
1世帯、児童2名の場合	120円+380円+380円=880円

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中 (往復途上を含む)
<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA会員である保護者及び教職員</li> <li>PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者</li> <li>児童、生徒等の同居の親族</li> </ul>	PTA活動中 (往復途上を含む)

共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。  
 各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告

-原則としてけがの発生日から30日以内-

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

共済金の請求

-治療した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-  
 学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか?

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

## ●給付金額

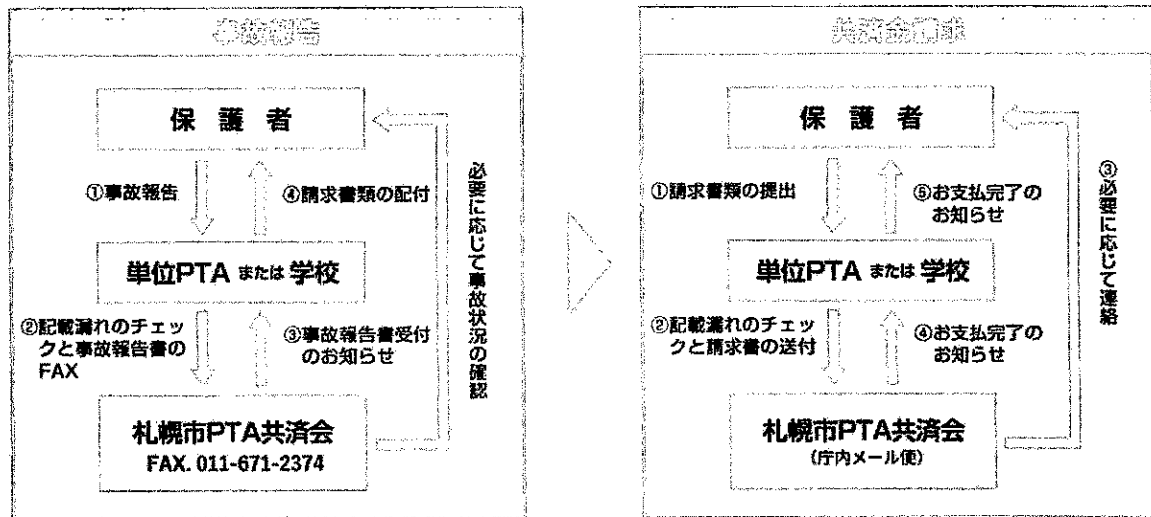
共済金の種類	学校管理下外	P T A活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5 ～100 万円	25 ～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 <b>【限度日数】</b> 事故の発生の日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生の日から起算して3日目以降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る ※ P T A活動中の補償については日数条件はなし <b>【限度日数】</b> 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院(往診を含む)を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合 (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定(装具類は対象外)。 <b>【種類による限度期間】</b> ・ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間(ただし、手指・足指の場合は 14 日間)。		

※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外(対象) … 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下(対象外) … 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」

## ●事故発生から共済金が支払われるまで



## ●共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)  
(※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)  
(※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返しで起こる野球肘(肩)・リトルリーグ肩(肘)・テニス肩(肘)・ジャンパー膝(膝蓋腱炎(膝蓋靭帯炎) / 大腿四頭筋腱付着部炎)・分裂膝蓋骨(炎)・ランナー膝・疲労骨折・たな傷害(滑膜ヒダ傷害)・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症(シーバー病・セーバー病)、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が支払対象外となります。

(注意) P T A行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。  
※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

## 一般社団法人 札幌市 P T A 共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市 P T A 共済会ホームページ

<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>



# 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について

保護者 様

札幌市立宮の丘中学校  
校長 細川 直久

札幌市教育委員会では、授業中や休み時間、登下校の際にどうしても発生してしまう不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでおります。

センターの災害共済給付制度は国、教育委員会、保護者が経費を負担するいわば互助共済制度であり「学校の管理下における児童生徒の災害に対して給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資する」ことを目的としております。

主な給付内容は下記のとおりです。

加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっております。加入は任意となっておりますが、本制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ全員にご加入いただきますようお願いいたします。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

## 記

### 1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 500 点 (5,000 円) 以上のもの	医療費 ・療養に要する費用総額の 4/10 (そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額 (所得区分により限度額が異なる) に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 500 点 (5,000 円) 以上のもののうち、内閣府令で定めるもの	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学 (園) 中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学 (園) 中の場合 1,500 万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学 (園) 中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 〔通学 (園) 中の場合も同額〕

※ 学校の管理下とは「授業中」「学校の教育計画に基づく課外指導中」「休憩時間中及び学校の定めた特定時間中」「通常の経路及び方法による通学中」「寄宿舎にあるとき」などの場合をいいます。

### 2 共済掛金(保護者負担金)

学 校 種 別	1 人 当 り 年 額	学 校 種 別	1 人 当 り 年 額
幼 稚 園	1 8 0 円	高 等 学 校 全 日 制	1, 4 0 0 円
小 中 学 校	4 6 0 円	高 等 学 校 定 時 制	6 3 0 円
特別支援学校 (小・中)	3 7 0 円	特別支援学校 (高)	1, 4 0 0 円

※ 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校全日制には中等教育学校後期課程を含む。

----- き り と り -----

## 加入同意書

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ加入することに同意いたします。

掛け金は諸費に含まれていきますので、5月に口座から引き落としになります。

年 組 番 氏 名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名 \_\_\_\_\_

### 3 給付の制限を受けるもの

#### (1) 他の法令により医療費の助成を受けた場合（または受ける場合）

他の法令により医療費の助成を受けた（受ける）場合は給付額が調整されますので、学校へ請求する際に、必ず助成内容及び自己負担額をお申し出ください。

なお、学校管理下で生じた怪我・疾病等については、原則、センターの災害共済給付を優先して適用することとなっています。医療機関にて「センターの災害共済給付を利用するため、札幌市医療費助成事業（子ども医療費助成・重度心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成）は利用しない」旨をお申し出ください。

#### (2) 高等学校の生徒の重大な過失による災害の場合

#### (3) 交通事故などの災害で第三者から損害賠償を受けた場合

登下校中の交通事故など、第三者に責任のある災害については、加害者からの損害賠償が優先されます。

なお、加害者から受けた損害賠償の額がセンターから給付される給付金額より少ない場合は差額をセンターに請求することができます。

また、ひき逃げについては、警察が立ち会い「交通事故証明」が発行されれば「自動車損害賠償保障事業」による救済措置が受けられますので、必ず警察に届出を行ってください。届出を行ってもなお第三者からの賠償が受けられない場合は学校にご相談ください。

### 4 給付の対象とならないもの

#### (1) 保険診療以外のもの

例：歯牙破損や抜歯した後に装着される補綴で、医療保険診療以外のもの

：眼鏡の破損修理代、購入代、初診時特定医療費、差額ベッド代等

：後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望する場合に発生する特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）

#### (2) 医師の同意なしに「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術」を受けた場合

当該施術はセンターの認める疾病に対して医師の同意に基づき、医療保険診療として行われたものが支給対象となります。よって、医師の同意書無しにこれらの施術を受けた際は、給付対象となりません。

#### (3) 生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費

生活保護を受けている世帯に属する小・中学校の児童生徒に係る災害については、生活保護法による医療扶助が行われるため、医療費の給付は行われません。ただし、障害見舞金及び死亡見舞金は給付対象になります。

#### (4) 高等学校の生徒における故意の犯罪行為又は故意の災害の場合

ただし、いじめ、体罰、その他の本人の責めに帰すことができない事由により生じた強い心理的負担による故意の災害は除く。

#### (5) 障害見舞金給付後の医療費

障害見舞金は、療養の効果が期待し得ない状態で、治療又は症状が固定したところに、残った障害の程度に応じて給付されるものなので、見舞金の支給後に療養を受けたとしても、その医療費は原則給付対象となりません（審査の結果、支給の対象とならなかった場合も同様です。）。

### 5 その他

(1) 同一の災害の負傷または疾病について、医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

(2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

(3) 給付金は、学校に申請手続きをしてから、概ね2～3か月後に支給されます。

本文書は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

制度の詳細や、法令等の情報は、日本スポーツ振興センターホームページ「学災害共済給付 Web」(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>)でご覧になれます。